

- １．日 時 平成３１年１月１１日（金）１３：３０～１６：２０
- ２．場 所 市役所９０８会議室
- ３．出席者 委員１４名、オブザーバー３名、市（事務局含む）６名
- ４．次 第 別紙のとおり
- ５．内容要旨

- １ 農山漁村再生可能エネルギー法協議会設置規約について
事務局より説明
- ２ 会長・副会長の選出について
事務局提案により了承、選出
会長 長谷川史彦 委員 東北大学未来科学技術共同研究センター 教授兼センター長
副会長 梅村順 委員 日本大学工学部土木工学科 専任講師

３ 議 事

- ①農山漁村再生可能エネルギー法協議会設置規約について
- ②あづま小富士第１発電所（仮称）計画について
- ③情報公開（案）について
- ④その他

※事務局提案により、議事①に先立ち、議事③から説明

【質疑応答要旨】

（１）議事③ 情報公開（案）について

〔事務局〕

別添「平成３０年度第１回福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会資料」に沿って説明。

〔委 員〕

「２ 会議時における撮影等」の『等』はどのような範囲を想定しているのか。

〔事務局〕

『等』とは、傍聴者及び記者等の動画による撮影、または、録音を含む。

〔委 員〕

行為を制限する場合は、具体的に明記したほうが良いのではないか。

〔事務局〕

『撮影等』という部分については、撮影・録音とする。

なお、事務局による、記録目的の撮影及び録音は除外とする。

（２）議事①農山漁村再生可能エネルギー法について

〔事務局〕

別添「平成３０年度第１回福島市農山漁村再生可能エネルギー法協議会資料」に沿って説明。

〔オブザーバー〕

「基本計画」は協議会が作成するのか。

〔事務局〕

市が作成し公表するもの。協議会については、基本計画の事項等について、合意形成を図りながら、協議を深めていく場となる。

協議会での議論を踏まえ市が作成するという流れになる。

〔委 員〕

再エネ法とは別に、福島市として農業振興に関わる基本的な計画はあるのか。

計画がある場合、その計画をベースに、再エネ法に基づく当該事業を検討するということか。

〔委員（農政部長）〕

本市では「福島市農業・農村振興計画」を策定している。

同計画は本市農業の方向性を定めた計画であり、当協議会において再エネ法に基づく基本計画に記載の「農林漁業の健全な発展に資する取り組み」として、売電収入の一部を施策の展開に充てていくことについては、同計画における課題等を踏まえた中で検討していく必要があると考える。

（３）議事②あづま小富士第１発電所（仮称）計画について

〔委員（事業者）〕

別添「あづま小富士第１発電所（仮称）計画について」に沿って説明。

〔委 員〕

今現在、抱えている問題等はあるのか。

〔委員（事業者）〕

本件に関する訴訟を抱えている。相手方には和解案を提示、ほぼ合意がまとまり、解決の目途がついている。裁判官からも収束に向けて助言を受けているので、特に問題ないと考えている。

〔委 員〕

吾妻開パでは、当事業者以外にもう１社が事業を計画している。隣接している状況であるので、防災にしても、その他の問題にしても、事業ごとの別対応では許されません。この地では、そういった問題を抱えていることを理解してもらいたい。

（参考：当事業は農産漁村再生可能エネルギー法に基づき、荒廃農地等において、太陽光発電事業を行うもの。別な事業者が計画している事業は、営農型発電といい、農地のまま太陽光パネルを設置し、耕作地の上空を利用して、太陽光発電を行うものである。）

〔委 員〕

地元としての懸念事項は三つ。

一つ目は水害について。地元では、吾妻開パの開発当初に発生した水害がまた起こるのではないかと心配する声が多数ある。また、計画地周辺は湧水を飲料水として利用している。事業を行うことで、湧水に影響は出ないのか。

二つ目は、FIT終了後（20年後）の発電所について。売電期間中に倒産等により、事業

が中止となった場合、発電設備等はどうなるのか。

三つ目は、資本が中国に渡らないのか。農地転用後の土地が、将来、中国等の外資に渡らないのか。

〔委員（事業者）〕

水害については、当事業において、土を必要以上に触れることはしない。また、傾斜地を削ってパネルを設置することも想定していない。湧水への影響については、環境アセスにおいて、水文調査を行う予定である。

売電期間（20年）終了後については、発電設備全てを撤去するとともに、原状回復を行う。費用については、売電期間中に積み立てを行い対応する。

資本の流出については、この案件は上場リートに入り株主の所有となる。株主の多くは日本の企業や地銀が多いため、現時点ではその懸念は小さいと考える。しかし、最終的に株を誰が所有するか想定することは困難である。

〔委員（環境部長）〕

吾妻開パで実施予定であるもう一方の事業において、県条例に基づく環境影響評価の状況について教えてもらいたい。

〔オブザーバー〕

環境影響評価条例については、事業規模及び事業内容に基づき判断する。今現在、もう一方の事業は農地を再生するという動き。太陽光発電のため、50ha以上、土地を改変するという流れでないと県条例の対象事業とすることは難しい。

〔委員（環境部長）〕

該当する条件という問題はあると思うが、同じエリアの中で入り組んで、二つの事業が展開される場合、一体的に整備されていくものとして解釈できないのかという思いがある。

〔委 員〕

我々が技術的な判定をすることはできない。もう一方の事業も含めた事業地でどのような影響が出るのか考えてもらいたい。

〔委 員〕

発電設備周辺に、フェンスを設置するとの話だが、野生動物（猪、熊、猿）がどこに行くのか心配している。

〔会 長〕

三つの懸案事項と共に、次回、継続協議とする。

（４）その他

〔委 員〕

市内で計画されている、再エネ法の活用を想定した3事業とは具体的にどこか。

〔委員（環境部長）〕

今回の吾妻開パにおける太陽光発電事業の他、市内松川町水原（松川開パ）で計画されている太陽光発電事業及び旧吾妻高原牧場の跡地で計画されている風力発電事業の3事業である。